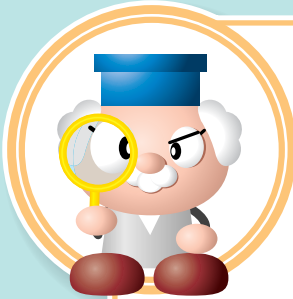


「千葉県消費生活の安定及び向上に関する条例」 のねらいとポイント

条例のねらい



- 消費者被害を予防するためには、消費者自身が必要な知識や判断力を養い、自主的かつ合理的に行動していくことが重要
- 未成年者や高齢者など自立が困難な消費者には、家族や行政などが見守り、気付き、支援することが重要



行政・事業者・消費者等が、
連携・協働して消費者の自立を支援
(情報提供、啓発、教育、相談など)



消費者自身が、
消費生活に必要な情報・知識を持ち判断力を
養う



自立



商品・サービスの正しい情報や、消費者被害
の予備知識があれば、消費者自身等が消費者
トラブルの予兆に気付くことができる！



拡大防止

消費者被害の予防

条例の主なポイント

基本理念

- 消費生活の安定及び向上を図るに当たって、
- 行政、事業者、消費者等の「連携・協働」
 - 消費者の権利の尊重
 - 消費者の自立の支援
 - ・自立の支援：消費者の年齢その他の特性に配慮を基本とする。



各主体の責務・役割、県の施策

- 事業者・事業者団体は、消費者へ明確でわかりやすい情報提供をする。
- 消費者同士も情報を提供しあう、助けあう。
- 消費者団体も情報収集し、消費者へ提供する。
- 知事は、毎年、消費生活相談の状況等を公表する。
- 知事は、商品等による危害の緊急防止、不当な取引行為による重大被害の防止、架空請求による重大被害の防止のため、必要な情報(事業者名・所在地など)を県民に提供する。



悪質事業者に対する指導の強化

- 禁止する不当な取引行為を明確化・範囲拡大。
- 危害防止、不当な取引行為に関する調査、勧告等にあたって立入調査等を行うことができる。

